

事務連絡
令和5年7月21日

各都道府県 老人福祉・介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局高齢者支援課

第九期市町村介護保険事業計画の作成のための市町村への
有料老人ホーム等の設置状況に関する情報提供について（依頼）

介護保険法第117条第3項第8号及び第118条第3項第6号により、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画（以下、「介護保険事業（支援）計画」という）において、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）の入居定員総数について定めるよう努めることとされているところです。

これは、近年、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加しており、多様な介護ニーズの受け皿の一つとなっていることから、介護保険事業（支援）計画においてこれらの設置状況や住民のニーズ等を把握した上で、必要に応じて住宅政策を所管する部局とも連携しながら、特別養護老人ホーム等の各種介護サービスの必要な整備を検討いただけるようにするという趣旨です。

このため、市町村が適切な介護保険事業計画を作成するにあたって必要と考えられる有料老人ホーム等の定員数、入居者数、入居者の要介護度等の情報について、別添の様式例も参考に、8月中旬までを目途に市町村に提供していただくよう、また、その後も、新規予定施設について適時の情報提供をお願いします。また、提供する情報の内容については、適宜市町村と相談するなど、市町村に必要な情報が提供されるようお願いいたします。